

産業廃棄物適正処理管理士 資格規約

第 1 条 資格制度の目的

本資格制度は産業廃棄物の適正な処理を推進するために、産業廃棄物の管理担当者が実務において必要とされる一定水準の知識を有しており、またその維持向上を行っていることを統一的な認定基準に従って証明することを目的とする。

第 2 条 認定する資格の区分

一般社団法人企業環境リスク解決機構(以下「CERSI」と称する)の認定する資格は、次の3通りである。

1. 産業廃棄物適正処理管理士 2 級

産業廃棄物全般につき担当者として求められる基本的な知識を有することを証する資格であり、CERSI の認定する次項以降の資格の基本となる資格である。

2. 産業廃棄物適正処理管理士 1 級 建設系コース

産業廃棄物の中でも、特に建設業にかかわる産業廃棄物について専門的・実践的な知識を有することを証する資格である。

3. 産業廃棄物適正処理管理士 1 級 事業系コース

産業廃棄物の中でも、特に工場・流通・食品等、建設業以外の業種にかかわる産業廃棄物について専門的・実践的な知識を有することを証する資格である。

第 3 条 資格登録の条件

第 2 条に記載の各資格区分への登録の条件は以下のとおりとする。

1. 産業廃棄物適正処理管理士 2 級の資格登録の条件

産業廃棄物適正管理能力検定 2 級に合格した者。

2. 産業廃棄物適正処理管理士 1 級 建設系コースの資格登録の条件

産業廃棄物適正管理能力検定 1 級 建設系コースに合格した者。

3. 産業廃棄物適正処理管理士 1 級 事業系コースの資格登録の条件

産業廃棄物適正管理能力検定 1 級 事業系コースに合格した者。

第 4 条 資格登録の申請

資格登録を希望する者は、第 3 条に定める登録条件を満たしたうえで、定められた登録期間中に資格登録申請及び所定の手続きを完了すること。

何らかの理由により登録期間中に資格登録申請を行わなかった場合、翌年度の登録期間中に限り資格登録申請を行うことができる。ただし、遅れて登録した場合も、資格の有効期間は本来の期間から変更しないこととする。

第 5 条 資格の有効期間

資格の有効期間は、原則として検定合格の翌年度（4 月 1 日）より 3 年間とする。

第 6 条 資格の更新

資格登録者は資格更新の手続きを行うことで、資格の有効期間を 3 年間延長できる。更新手続きを行わずに有効期限を過ぎた場合には資格は失効する。ただし、病気療養、自然災害、紛争等により所定の手続きが困難である場合には、資格の有効期限から 1 年間を原則として資格更新を認める。遅れて更新した場合であっても、資格の有効期限は本来の期限から変更しない。

1. 資格登録者の手続き

資格登録者は、有効期間中に CERSI の指定するアップデート対象セミナー（有料）を受講完了し、所定の更新手続きを行うことで、資格の更新が可能となる。なお、受講完了の条件は「すべての動画講義の受講、および確認テストの合格」とする。

2. CERSI からの更新の案内

CERSI は資格登録者の有効期間の最終年度に更新の案内を行うものとする。

第 7 条 登録及び更新時の資格区分の取扱いについて

1. 産業廃棄物適正処理管理士 2 級を有する者が、産業廃棄物適正管理能力検定 1 級に合格し、産業廃棄物適正処理管理士 1 級 建設系コースまたは管理士 1 級 事業系コースの資格登録を行った場合、上級資格である管理士 1 級を有効とする。
2. 検定 2 級と検定 1 級 建設系コース・事業系コースに同一年度内に合格した者については、上級の資格である管理士 1 級 建設系コース・事業系コースに登録するものとする。
3. 管理士 2 級の登録を申請済みの状態で、同一年度内に検定 1 級に合格した場合は、再度管理士 1 級での申請を要するものとする。その際、登録料は不要とする。

第 8 条 資格登録に伴う特典の利用について

第 2 条に記載の各資格区分に登録しているものは、以下の特典を利用することができる。

1. 質問回答サービス

資格登録者は業務等で生じる産業廃棄物に関する一般的な質問を CERSI に問い合わせることが可能である。サービスの開始ならびに有効期限は原則として資格の有効期間と同一とする。

- (1) 質問は原則メールにて行うものとする。サービスを利用するものはメールのタイトルを「質問回答サービス」、あて先を「info@cersi.jp」とし、本文に質問事項と氏名を記載して送付する。
- (2) CERSI はメールを確認後、5 営業日以内に回答を行うものとする。
- (3) 個別的な事象に関する質問など、質問の内容によっては回答を差し控える場合や、有料のサービスを紹介する場合がある。
- (4) 質問回答サービスの利用者は、CERSI の回答が「CERSI 独自の解釈」であり、当機構独自の解釈が規制当局や裁判所の解釈に整合することを保証するものではないことに同意するものとする。また、回答に基づく利用者の行為により不利益や損害が発生した場合でも、CERSI は一切その責任を負わないものとする。

2. 情報配信サービス

資格登録者のうち、希望するものは所定の費用を支払い情報配信サービスに加入することができる。

- (1) CERSI は情報配信オプション加入者に隔月で「CERSI TOPICS」を配信する。
- (2) 情報配信サービスの加入期間は 3 年間とする。

第 9 条 登録情報の変更

資格登録者は、資格登録申請時に登録した所属・氏名・連絡先等から変更した場合、随時変更後の登録情報を CERSI に通告するものとする。資格に関する案内は登録された連絡先に送られるため、速やかな変更を求めるものとする。

第 10 条 資格証の再交付

資格証を紛失した場合は CERSI にすぐに申し出なくてはならない。所定の手続きを経たのちに資格証を再発行する。

第 11 条 費用

産業廃棄物適正処理管理士申請などの費用は以下のように定める。

初回登録料 3,300 円 (税込)

更新時の更新料 3,300 円 (税込)

資格証紛失時の再発行手数料 3,300 円 (税込)

情報配信オプション (第 8 条第 2 項) 加入料 9,900 円 (税込) 3 年ごとに更新

第 12 条 規約変更

CERSI はその判断で本規約を変更することができる。本規約の変更後、資格登録者がサービスの利用や更新を行った場合、利用者は当該変更に同意したものとする。

第 13 条 その他

ここに定めがないものは、全て理事会に諮って決定するものとする。

2019 年 4 月施行

2024 年 3 月改定

一般社団法人企業環境リスク解決機構